

令和5年分 相続税の申告事績の概要

令和6年12月
(令和7年4月)
広島国税局

I 令和5年分における相続税の申告事績の概要

II 参考計表

- 被相続人数の推移
- 課税割合の推移
- 相続税の課税価格及び税額の推移
- 相続財産の金額の推移
- 相続財産の金額の構成比の推移

III e-Taxの利用状況等（トピックス）

IV 県別計表

I 令和5年分における相続税の申告事績の概要

令和5年分における被相続人数（死亡者数）は100,848人（前年対比101.9%）でした。
 そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は8,166人（同105.8%）、その課税価格の総額は9,086億円（同105.8%）、申告税額の総額は947億円（同107.0%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目		年分等		対前年比	
		令和4年分	令和5年分		
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	98,993 人	100,848 人	101.9 %	
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 1,460 7,719 人	外 1,530 8,166 人	外 104.8 105.8 %	
③	課税割合 (②/①)	7.8 %	8.1 %	0.3 ポイント	
④	相続税の納税者である相続人数	16,386 人	17,373 人	106.0 %	
⑤	(注3) 課税価格	外 803 8,590 億円	外 827 9,086 億円	外 103.0 105.8 %	
⑥	税額	885 億円	947 億円	107.0 %	
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	外 5,500 11,128 万円	外 5,405 11,127 万円	外 98.3 100.0 %
⑧		税額 (⑥/②)	1,147 万円	1,160 万円	101.1 %

(注)1 令和4年分は令和5年10月31日まで、令和5年分は令和6年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

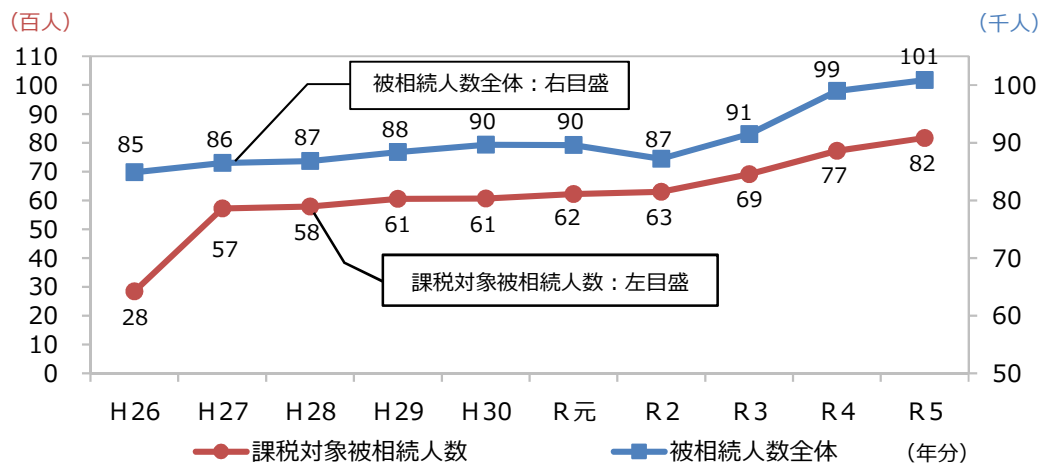
2 「被相続人数（死亡者数）」は、「人口動態統計」（厚生労働省）のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

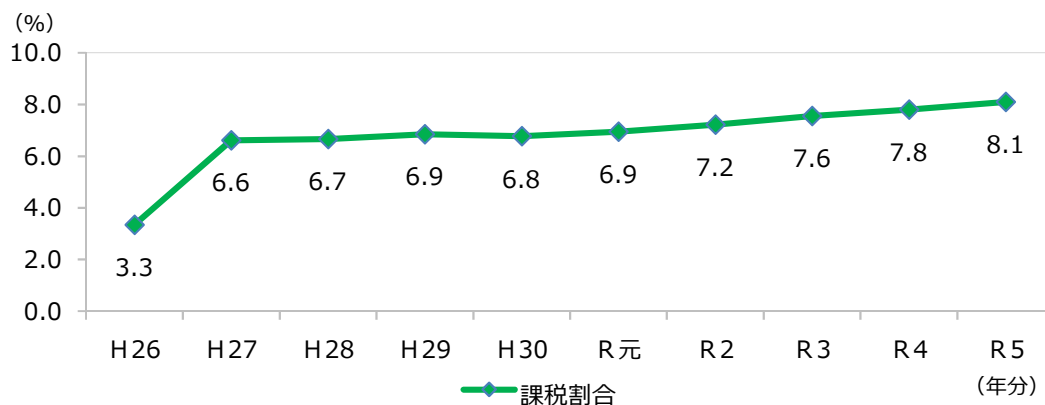
4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

Ⅱ 参考計表

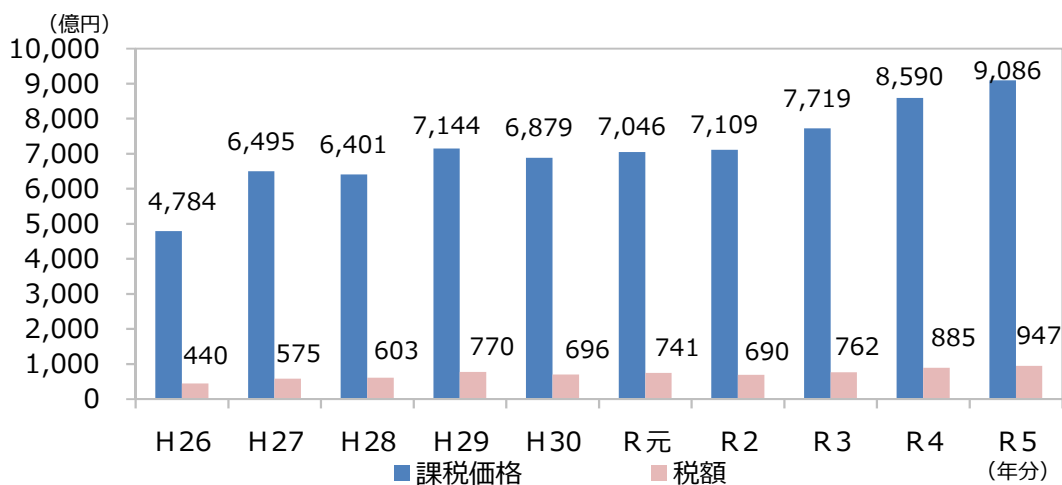
1 被相続人数の推移



2 課税割合の推移



3 相続税の課税価格及び税額の推移



(注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

2 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

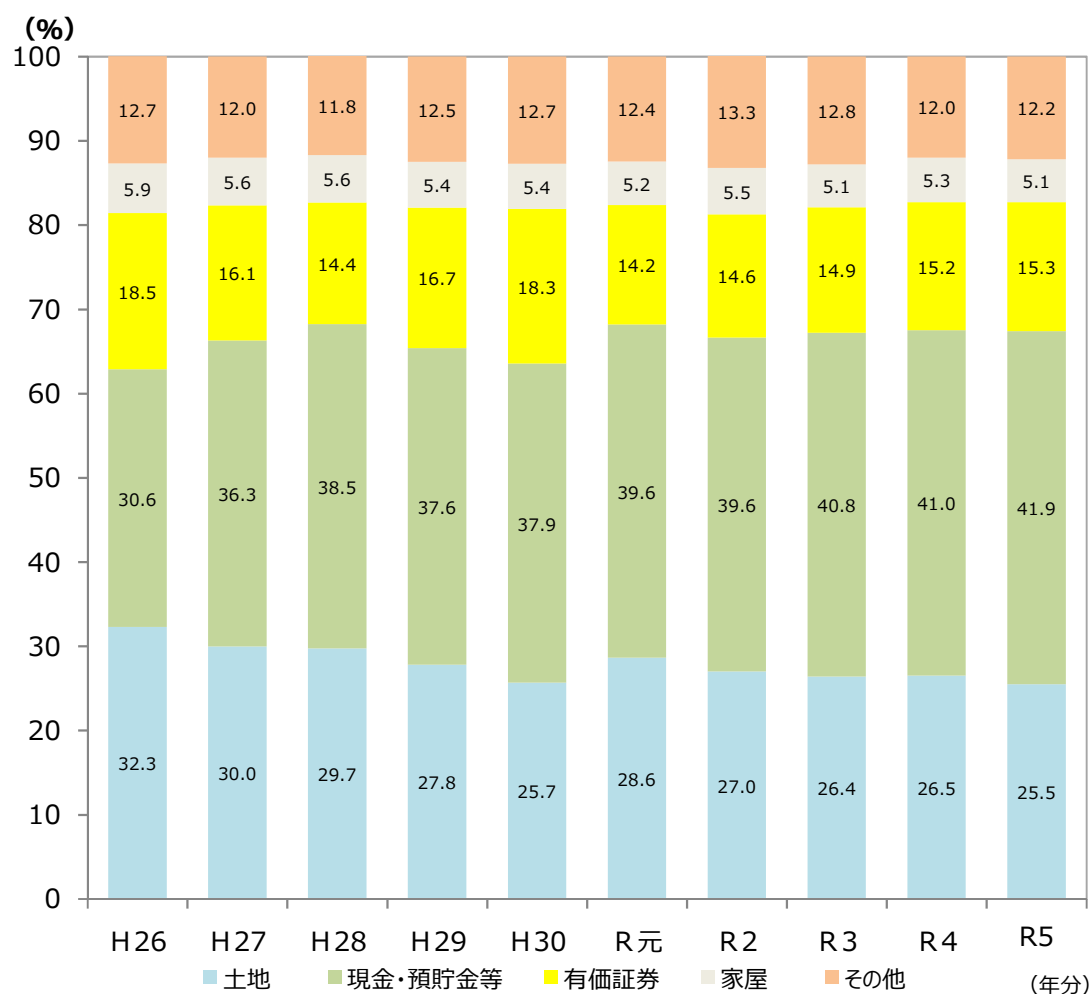
4 相続財産の金額の推移

(単位：億円)

項目 年分	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
平成26年	1,637	298	940	1,549	645	5,068
27	2,045	384	1,095	2,475	820	6,819
28	2,012	379	977	2,604	793	6,765
29	2,096	409	1,258	2,830	943	7,536
30	1,870	390	1,335	2,758	928	7,281
令和元年	2,115	383	1,046	2,921	919	7,384
2	2,020	413	1,094	2,956	992	7,475
3	2,110	411	1,189	3,269	1,023	8,002
4	2,370	473	1,360	3,669	1,076	8,948
5	2,401	480	1,439	3,933	1,145	9,397

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

5 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

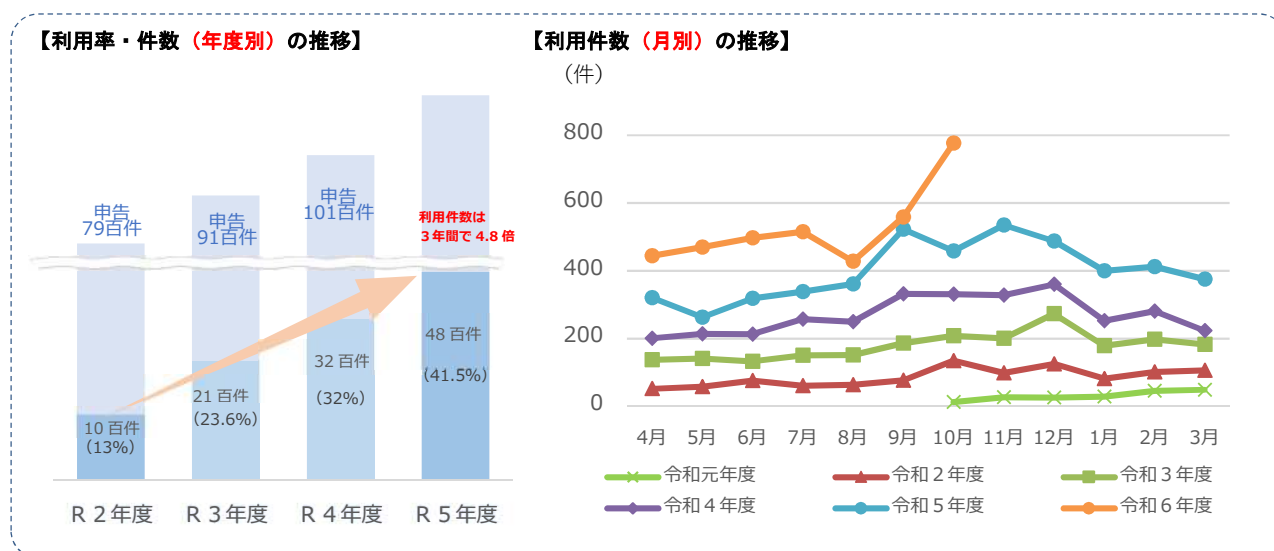
Ⅲ e-Tax の利用状況等（トピックス）

国税庁においては、あらゆる手続きが税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のデジタル化を掲げており、e-Tax の利用拡大に取り組んでいます。

相続税申告についても、令和6年度の e-Tax 利用率の目標値を48%に設定し、税理士会を通じた利用勧奨や相続税申告に関与したことがある税理士等に対する個別勧奨などを実施することにより、e-Tax の利用拡大に取り組んでいます。

◆ 令和5年度の相続税申告の e-Tax 利用率は、41.5%

令和5年度における相続税の申告の e-Tax 利用件数は48百件で、前年度に比べ16百件（50.0%）増加となり、e-Tax 利用率は41.5%と、前年度に比べ9.5ポイント上昇となりました。



◆ e-Tax の利用が更に便利に

相続税 e-Tax においては、税理士の皆様をはじめとした多くの方からのご意見・ご要望等を踏まえ、次のとおり利便性向上のための方策を実施しております。

また、これらの方策を掲載したリーフレットなど相続税 e-Tax に関する情報を集約した「相続税 e-Tax 特設サイト」を国税庁 HP 内に開設し、周知・広報を積極的に行っています。

➤ 利用者識別番号の確認の簡素化（令和6年12月～）

財産取得者（相続人等）の利用者識別番号が不明な場合に、「変更等届出書」を送信した税理士に、利用者識別番号の有無等を電話で連絡します。

→ 財産取得者の暗証番号の再発行が不要な場合には、1件の変更等届出書で複数人の財産取得者の利用者識別番号の有無等の確認が可能となりました。

➤ e-Tax マイページへの「贈与税申告」情報の追加（令和7年1月～）

e-Tax マイページの「各税目に関する情報」に「贈与税関係」を新たに追加し、過去に e-Tax で提出された贈与税申告書が参照可能になります。

→ 令和7年5月以降は、e-Tax 上で納税者と「委任関係の登録」を行った税理士についても、納税者のマイページで確認できる「各税目に関する情報」をはじめとする情報が参照可能になります。

IV 県別計表

【鳥取県】

○ 相続税の申告事績

項目		年分等	(注1) 令和4年分	(注1) 令和5年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数(死亡者数)		人 8,031	人 8,290	% 103.2
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数		人 外 85 426	人 外 66 506	% 外 77.6 118.8
③	課税割合 (②/①)		% 5.3	% 6.1	ポイント 0.8
④	相続税の納税者である相続人数		人 955	人 1,111	% 116.3
⑤	(注3) 課税価格		億円 外 51 422	億円 外 40 518	% 外 78.4 122.7
⑥	税額		億円 34	億円 44	% 129.4
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 6,000 9,906	万円 外 6,061 10,237	% 外 101.0 103.3
⑧		税額 (⑥/②)	万円 798	万円 870	% 109.0

(注)1 令和4年分は令和5年10月31日まで、令和5年分は令和6年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

2 「被相続人数(死亡者数)」は、「人口動態統計」(厚生労働省)のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

【島根県】

○ 相続税の申告事績

項目		年分等		対前年比
		(注1) 令和4年分	(注1) 令和5年分	
①	(注2) 被相続人数(死亡者数)	人 10,434	人 10,461	% 100.3
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 89 531	人 外 105 532	% 外 118.0 100.2
③	課税割合 (②/①)	% 5.1	% 5.1	ポイント 0.0
④	相続税の納税者である相続人数	人 1,139	人 1,118	% 98.2
⑤	(注3) 課税価格	億円 外 48 550	億円 外 62 541	% 外 129.2 98.4
⑥	税額	億円 45	億円 48	% 106.7
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②) 万円 外 5,393 10,358	万円 外 5,905 10,169	% 外 109.5 98.2
⑧		税額 (⑥/②) 万円 847	万円 902	% 106.5

(注)1 令和4年分は令和5年10月31日まで、令和5年分は令和6年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

2 「被相続人数(死亡者数)」は、「人口動態統計」(厚生労働省)のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

【岡山県】

○ 相続税の申告事績

項目		年分等	(注1) 令和4年分	(注1) 令和5年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数(死亡者数)		人 24,901	人 25,281	% 101.5
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数		外 333 人 2,043	外 369 人 2,102	外 110.8 % 102.9
③	課税割合 (②/①)		% 8.2	% 8.3	ポイント 0.1
④	相続税の納税者である相続人数		人 4,283	人 4,366	% 101.9
⑤	(注3) 課税価格		外 187 億円 2,306	外 200 億円 2,318	外 107.0 % 100.5
⑥	税額		億円 245	億円 229	% 93.5
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	外 5,616 万円 11,287	外 5,420 万円 11,028	外 96.5 % 97.7
⑧		税額 (⑥/②)	万円 1,199	万円 1,089	% 90.8

(注)1 令和4年分は令和5年10月31日まで、令和5年分は令和6年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

2 「被相続人数(死亡者数)」は、「人口動態統計」(厚生労働省)のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

【広島県】

○ 相続税の申告事績

項目		年分等	(注1) 令和4年分	(注1) 令和5年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数(死亡者数)		人 34,940	人 35,563	% 101.8
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数		人 外 730 3,352	人 外 761 3,505	% 外 104.2 104.6
③	課税割合 (②/①)		% 9.6	% 9.9	ポイント 0.3
④	相続税の納税者である相続人数		人 7,136	人 7,487	% 104.9
⑤	(注3) 課税価格		億円 外 383 3,889	億円 外 395 4,183	% 外 103.1 107.6
⑥	税額		億円 421	億円 482	% 114.5
⑦	1 被 人 相 相 当 当 続 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 5,247 11,602	万円 外 5,191 11,934	% 外 98.9 102.9
⑧		税額 (⑥/②)	万円 1,256	万円 1,375	% 109.5

(注)1 令和4年分は令和5年10月31日まで、令和5年分は令和6年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

2 「被相続人数(死亡者数)」は、「人口動態統計」(厚生労働省)のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

【山口県】

○ 相続税の申告事績

項目		年分等		対前年比
		(注1) 令和4年分	(注1) 令和5年分	
①	(注2) 被相続人数(死亡者数)	人 20,687	人 21,253	% 102.7
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 223 人 1,367	外 229 人 1,521	外 102.7 % 111.3
③	課税割合 (②/①)	% 6.6	% 7.2	ポイント 0.6
④	相続税の納税者である相続人数	人 2,873	人 3,291	% 114.5
⑤	(注3) 課税価格	外 134 億円 1,423	外 131 億円 1,526	外 97.8 % 107.2
⑥	税額	億円 141	億円 143	% 101.4
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②) 外 6,009 万円 10,410	万円 5,721 10,033	外 95.2 % 96.4
⑧		税額 (⑥/②) 万円 1,031	万円 940	% 91.2

(注)1 令和4年分は令和5年10月31日まで、令和5年分は令和6年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

2 「被相続人数(死亡者数)」は、「人口動態統計」(厚生労働省)のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。